

生田浄水場用地有効利用に関する連絡調整会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 生田浄水場用地の有効利用のため整備された生田ふれあい広場、生田多目的広場、ジョギングコース及びAnkerフロンタウン生田（以下「広場等」という。）について、スポーツや憩い、地域活動の場として利用者へのサービスの向上を図るため、生田浄水場用地有効利用に関する連絡調整会（以下「連絡調整会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡調整会は、町会等の委員、市の委員及びAnkerフロンタウン生田の事業者をもって構成する。

2 町会等の委員は、別表に掲げる団体の代表者をもって充てる。

3 市の委員は上下水道局サービス推進課長をもって充てる。

4 前2項の規定にかかわらず、委員が連絡調整会に出席できない場合は、委員の指名する者が代理として出席することができる。

5 連絡調整会が必要と認める場合、関係する市職員を出席させることができる。

(所掌事務)

第3条 連絡調整会において連絡調整を行う事項は、次のとおりとする。

(1) 広場等における活動状況等の報告

(2) 地域住民等からの意見の集約

(3) その他連絡調整会の構成員が必要があると認めた事項

(事務局)

第4条 連絡調整会の事務局は、上下水道局サービス推進課に置く。

2 連絡調整会の事務局は、連絡調整会の議事進行を行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会の運営について必要な事項は、委員が連絡調整会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

中野島町会

菅町会

土淵自治会

東土淵自治会

明王町会

生田団地自治会

生田山の手自治会

月見台自治会

生田みどり自治会

NPO法人ままとんきっず

多摩防犯協会

生田浄水場用地の有効利用を考える会

生田多目的広場利用調整会